

松浦市民憲章素案に対する市民意見とそれに対する
松浦市民憲章検討委員会の考え方について

松浦市民憲章素案について、市民から意見の募集を実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。いただいたご意見に対する委員会の考え方をまとめましたので、公表いたします。

1. 募集期間 平成19年2月15日から平成19年3月5日まで
2. 募集方法 持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
3. 閲覧等方法 市ホームページ、本庁総務課、各支所
4. 意見の件数 3件(3人)

5. 委員会の考え方

市民憲章(素案)への意見(要約)	市民憲章検討委員会回答
<p>市政の根底に「人材育成」を哲学的思想として置くべきと考えている。素案の中の本文の5つの条文を見ると、すべて人材の育成如何にかかわるものばかりであるので、前文の中にも「人材の育成」という言葉を入れてほしい。 (例文) わたくしたちは、松浦市民であることに誇りと責任を持つ人材の育成を基に、自然のめぐみを活かす伝統の中に、より個性豊かな交流と、よりぬくもりのあるまちづくりをめざして、ここに市民憲章を定めます。</p>	<p>前文については、新市建設計画の中の基本理念で、この基本理念は、松浦市が存続する間は生き続けるまちづくりの指針となるものであり、これは、行政と市民に共通する目標であると考え、市民憲章の前文にそのまま引用いたしました。当委員会としましては、合併の理念は、松浦市がある限りその根底に流れ続けるものであると考えておりますので、案の前文において、文章を変えずにそのまま引用したいと考えます。</p> <p>また、「人材育成」という言葉についてですが、確かに、ご意見のあったとおり、人材育成はすべての要素にかかる重要な事項であると、認識しております。しかしながら、「人材育成」という言葉には、通常、育てる側、育てられる側という考え方が想定されます。市民憲章は、個々人の社会生活上における自分自身の規範であり努力目標となるものでございますので、当委員会としましては、「人材育成」という言葉は、市民憲章の意義とは若干異なるものであると判断し、付け加えることはいたしませんでした。</p>

- 1 今までの市民憲章を改正する理由
- 2 合併に伴いどこが合わないのか。
- 3 今後九州一本の議論があるが、その構想は考えているのか。
- 4 将来何年を目標としているのか。
- 5 項目について
 - (1)「きらめく」の文字を検討してほしい。
 - (2)「自然と環境」の視点で。
 - (3)雇用の場の確保のため企業誘致が必要と思うが、企業を誘致する場合どの程度を考えているのか。人口は何人を目指しているのか。
- 6 今回の松浦市総合計画との融合性について

1、2及び3について

各市町の市民憲章は、1市2町が合併した時点で、一度すべて廃止になっております。今回の市民憲章は、新しい市として現在の松浦市民の社会生活上の努力目標を新規に制定するものであり、現在の松浦市がある限り原則として半永久的に残るものです。

4について

市民憲章には、想定期間はありません。市民憲章は、その時々での個々人の社会生活上の努力目標やまちづくりのための行動目標となるものですので、何年たったから目標が達成されたというものではありません。

5について

(1)「きらめく」の文字は、新市建設計画の中の基本理念に出てくる文言です。また、「漢字の煌めくを使うと硬い印象がある」等の理由から当委員会としましては、新市建設計画の中の基本理念のとおり平仮名のまま表記したいと考えます。

(2)ご質問の趣旨がよく分かりかねますが、自然と環境を大切にすることは、極めて重要な事柄であると考えております。

(3)企業誘致及び人口の増加のことにつきましては、当委員会の会議の議題としてはそぐわないものと思われまますので、行政側が今後示す松浦市総合計画基本構想等を参考にさせていただきたいと思ひます。

6について

市民憲章は、「市民の生活や活動の最高規範」であると言えるのに対し、総合計画は、「都市の行政上の最高規定」であると言えます。市民憲章は、「市民一人一人が自分のできることを自発的に行い、よりよい社会生活を送るためのもの」であるのに対し、総合計画は、「市が行政としてなすべきこと」が書かれています。また、市民憲章には想定期間がないのに対し、総合計画は通常、目標となる期間を定めて策定さ

れます。これらのことから市民憲章と総合計画はその意義や役割が全く異なるものであり、両者の内容に短期的整合性を求めることは、むしろ妥当ではないと考えられます。

後世に何かをつなぐという意味合いが足りないのでは。1つ目の「ふるさとの自然と環境を」というのは、どちらも同じ意味に取ろうと思えば、取れるような言葉のつながりとして、少しアンバランスな感じがする。だから、次の時代に、今の社会よりもいい社会を譲るといような気持ちを言葉にする必要があるのではないか。

自然とは山や海などでも特に人の手が加えられていないものを意味し、環境という言葉には自然的環境と社会的環境があり、本来、自然という内容を包括しております。このことから、自然と環境という言葉については、ご意見のとおりアンバランスに感じられる部分があるかも知れません。しかしながら、松浦市にとって、自然とは特別なものであり、恩恵を与えてくれる自然を大切にすることが重要であると考えたため、当委員会としましては、環境の中から自然を抜き出して明記し、自然と環境の両方を項目として敢えてあげたところであります。また、後世に何かをつなぐということに関しましては、5番目の項目にありますよう、よりよい行動がすべて「世界」と「未来」につながっていくと考えておりますし、歴史や伝統といったものは、過去のことだけではなく、現在、未来まで延々とつながっていくものであると認識しております。これらのことから、この市民憲章を実践していくことにより、よりよい未来が築けると確信しております。